



学校のきまりについて

1学期終わりにいただいた保護者アンケートの中に、「髪の毛を染めている児童」についてのご意見をいただきました。

児童や保護者の皆様に配布している拓勇小学校の「みんなのきまり」では、身だしなみについて下記のように記載しております。

4. 身だしなみ

- (1) 髪は、染めたり、脱色したり、パーマをかけたりするなどの加工をしないようにしましょう。
- (2) 学校に必要なアクセサリー類（ピアス、ミサンガ等）をつけるのはやめましょう。

各学級で担任から「学校のきまり」であること、「なぜ、してはいけないかの理由」について、児童全体に話しています。また、先日の前期学校評価についてお知らせした学校だよりにもあるように、青翔中のきまりとも合わせています。保護者の皆様のご理解とご協力、よろしくお願いいたします。ただ、ダメではなく、児童に説明した理由についても下記に載せましたので、ご家庭でもお子様にも話してあげてください。

髪を染めることについて

1. 未熟な皮膚と頭皮

小学生の皮膚や頭皮は大人よりも未熟で皮脂の分泌も少ないため、化学物質の影響を受けやすく、バリア機能が弱いことが特徴です。ヘアカラー剤が皮膚につくと、接触皮膚炎や炎症、かぶれなどを引き起こす可能性があります。また、アレルギー体質でない人でも、低年齢から酸化染料などのアレルギー成分に触れると、アレルギー体質になりやすくなるという指摘もあります。染料成分が頭皮から皮膚に侵入し、体調不良やアレルギー症状、呼吸困難を引き起こす可能性もあります。

2. 将来への影響

不必要な髪染めが、健全な金銭感覚の育成を妨げたり、子どもの心身の成長に必要なものを与えない結果になったりすることもあります。ある程度の年齢、保護者ではなく自分自身で責任をとれる年齢になるまでは、控えたほうがよいと思います。

3. 成長段階での必要性

小学生には、十分な睡眠、栄養、正しいものの見方、豊かな文化など、心身の健やかな成長に必要な要素がたくさんあります。髪を染めることは、成長段階として小学生に必要な要素ではありません。

ピアスについて

1. 学校に必要なもの

基本的に、小学校では学習など学校生活に関係のない、必要のないものは、持ってこないように指導しています。必要のないものを持ってくることで、盗難、冷やかしからかい、いじめなどこれまでも数多くのトラブルが発生しています。

2. 運動における危険性

小学校では、体育の授業や休み時間の遊びなど、体を動かす場面が多いです。ピアスなどをしている場合、鉄棒や跳び箱の運動器具や体育館の壁にぶつかったり、友達同士の衝突などで、耳付近に怪我をする恐れがあります。